

論点 [不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

- (1) 虚偽の事実の告知や流布に対する差止請求（不正競争防止法 2 条 1 項 14 号及び同法 3 条、独占禁止法の一般指定 14 項及び独占禁止法 24 条）の理解を問う。
- (2) (1) の差止請求について、虚偽の事実を真実であると信じたことについての相当の理由の理解を問う。